



章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																														
16 耐震措置	<p>設備機器の固定は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針（独立法人建築研究所監修）2014年版」による。</p> <p>1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器重量 [kN] に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <p>設計用標準水平震度 (Ks)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">・ 特定の施設</th> <th colspan="2">・ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>壁上及び</td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>塔屋</td> <td>水槽類 (オイルタンク)</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階及び</td> <td>水槽類 (オイルタンク)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類 (オイルタンク)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階</p> <p>重要機器は次のものを示す。 ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 電話交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS装置 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 通信総合盤</p> <p>一般機器は重要機器以外で重量が1kNを超えるものを示す。 なお、1kN以下の機器の取付けは上記によるほか、機器製造者指定の方法により行う。</p> <p>2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>3) あと施工アンカーの引き抜き試験 対象機器は重要機器及び一般機器とする。 試験本数は対象機器1台につき、3本とする。 試験箇所は監督職員の指示による。 試験方法は引張試験機による引張試験とする。 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする。 (注) 機器重量が1kNを以下の機器は使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。</p>	設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	壁上及び	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	塔屋	水槽類 (オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階及び	水槽類 (オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類 (オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	20 フラッシュプレート ・ 金属製 (適用範囲: ) ・ 合成樹脂製 (適用範囲: )	21 カバープレート 用途を表示したシール等を貼付すること。	22 接地極 接地極は下記による。(EBはL=1,500mmとする)	31 電線類 1) EM電線類で規格等記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。	43 施工計画調査 分析調査 ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 ( ) 採取箇所数 ( )	44 施工調査 1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。	45 木製安全施設製品 (県産木材製品) ・ 工事用標示板 (表示板1,400mm×1,100mm) 台 * 工事用看板 (表示板1,400mm×500mm) 2台 * 工事用バリエード 5台 (注) 取り扱いは平成25年3月8日付第945号による
設置場所	機器種別			・ 特定の施設		・ 一般の施設																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																
上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																
壁上及び	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																
塔屋	水槽類 (オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																
地階及び	水槽類 (オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																
1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																
	水槽類 (オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																
23 分電盤・端子盤	標準仕様書による ・ 製造者標準とする	24 鋼製電線管 図示なきは、ねじなし電線管とする。	25 露出配管の塗装 居室、廊下、外壁面で露出となる鋼製電線管 (位置ボックスを含む) 及び支持金物には塗装を施す。	26 プルボックスの塗装 ステンレス製プルボックスの塗装 ・ 有 (メーカー指定色又は指定色仕上) ・ 無 (素地仕上)	32 足場 「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」による。 ・ 本工事で設置する外部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 内部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ 建築工事設置の足場を利用	33 土工事 1) 埋戻しの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ (材料: 工法: ) 2) 建設発生土の処理 ・ 構内指定場所に数ならし ・ 構内指定場所に堆積 ・ 現場説明書による 3) 山留め 工法等 ( ) 残置 ・ する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする	2 電気方式 ・ 高圧 三相3線式 6.6kV ・ 低圧 三相3線式 200V ・ 低圧 単相3線式 200V/100V ・ 低圧 単相2線式 100V	34 はつり工事等 1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。 2) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。原状として探査方法は走査式埋設物調査 (電磁誘導法または電磁波レダ法) とする。	5 補修 1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にならない補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。	35 防火区画等の貫通 配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場所は図示の通りとし適切な処置を施す。	36 防火区画等の貫通 配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場所は図示の通りとし適切な処置を施す。	37 スリーブ 柱・梁には紙チューブは使用しない。	38 負担金 工事負担金は、本工事とする。 ・ 電力負担金 円 (内消費税相当額 円) ・ テレビ共聴 円 (内消費税相当額 円)	39 関連他工事 ・ ・	40 特定元方事業者の指名 下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者 ( )	41 施工図及び施工計画書 提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。	42 事前調査等 受注者は以下の規定に基づき、特定建築材料等の有無を事前に調査し、発注者の書面により説明すること。併せて調査結果の提示及び所管労働基準監督署長並びに都道府県知事等への報告を行うこと。 (大気汚染防止法第18条の15、石綿障害予防規則第3条及び第4条の2) ・ 分析調査 (定性分析) を行い、結果を報告する。 ・ 試料採取箇所 ( ) 試料数 ( ) ・ 図示による	4 変圧器 ・ 油入 ・ モールド モールド変圧器の表面は充電額とみなし注意標識を取り付ける。 モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。	43 キュービクル ・ 屋内形 ・ 屋外形 ・ 鋼板製 ・ ステンレス製 (SUS304) (着色) 塗装はJISA (受配電設備のガイドライン) の基準による。	44 進相コンデンサ ・ 低圧側 ・ 高圧側 ・ 油入 ・ 乾式 ( ・ モールド ・ ガス ・ オイルレス (一体型) )	45 直列リアクトル ・ 油入 ・ 乾式 ( ・ モールド ・ オイルレス (一体型) )	46 引込開閉器 ・ 電柱取付形 (防水) ・ 屋側取付形 (防水) ・ 鋼板製 ・ ステンレス製 (SUS304) (着色) 塗装はJISA (受配電設備のガイドライン) の基準による。	47 キュービクル基礎及びボルト 基礎 ・ 本工事 ・ 別途工事 ボルト ・ 本工事 ・ 別途工事																																														
17 耐震施工	横引き配管等は、地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう標準図によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。ただし、次の場合を除く。 (a) 呼び径が8.2mm以下の単独配管 (b) 周長80.0mm以下の金属ダクト、幅40.0mm未満のケーブルラック及び幅40.0mm以下の集合配管 (c) 定格電流60A以下のバスダクト (d) つり材の長さが平均0.2m以下の配管配線等	27 結露防止 内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には断熱材等を取り付ける。	28 再使用機器 取外し再使用する機器は清掃及び絶縁抵抗測定の上取付ける。	29 予備配管 壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E25×2又はPF22×2を設置する。 天井スラブの場合 天井又は床下200mmまで立上げ、ボックス止めとする 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる	32 足場 「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」による。 ・ 本工事で設置する外部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 内部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ 建築工事設置の足場を利用	2 電気方式 ・ 高圧 三相3線式 6.6kV ・ 低圧 三相3線式 200V ・ 低圧 単相3線式 200V/100V ・ 低圧 単相2線式 100V	34 はつり工事等 1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。 2) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。原状として探査方法は走査式埋設物調査 (電磁誘導法または電磁波レダ法) とする。	5 補修 1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にならない補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。	35 防火区画等の貫通 配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場所は図示の通りとし適切な処置を施す。	36 防火区画等の貫通 配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場所は図示の通りとし適切な処置を施す。	37 スリーブ 柱・梁には紙チューブは使用しない。	38 負担金 工事負担金は、本工事とする。 ・ 電力負担金 円 (内消費税相当額 円) ・ テレビ共聴 円 (内消費税相当額 円)	39 関連他工事 ・ ・	40 特定元方事業者の指名 下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者 ( )	41 施工図及び施工計画書 提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。	42 事前調査等 受注者は以下の規定に基づき、特定建築材料等の有無を事前に調査し、発注者の書面により説明すること。併せて調査結果の提示及び所管労働基準監督署長並びに都道府県知事等への報告を行うこと。 (大気汚染防止法第18条の15、石綿障害予防規則第3条及び第4条の2) ・ 分析調査 (定性分析) を行い、結果を報告する。 ・ 試料採取箇所 ( ) 試料数 ( ) ・ 図示による	4 変圧器 ・ 油入 ・ モールド モールド変圧器の表面は充電額とみなし注意標識を取り付ける。 モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。	43 キュービクル ・ 屋内形 ・ 屋外形 ・ 鋼板製 ・ ステンレス製 (SUS304) (着色) 塗装はJISA (受配電設備のガイドライン) の基準による。	44 進相コンデンサ ・ 低圧側 ・ 高圧側 ・ 油入 ・ 乾式 ( ・ モールド ・ ガス ・ オイルレス (一体型) )	45 直列リアクトル ・ 油入 ・ 乾式 ( ・ モールド ・ オイルレス (一体型) )	46 引込開閉器 ・ 電柱取付形 (防水) ・ 屋側取付形 (防水) ・ 鋼板製 ・ ステンレス製 (SUS304) (着色) 塗装はJISA (受配電設備のガイドライン) の基準による。	47 キュービクル基礎及びボルト 基礎 ・ 本工事 ・ 別途工事 ボルト ・ 本工事 ・ 別途工事																																															
18 他工事との取合	梁・壁・床貫通部の補強 補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 埋込分電盤、端子盤等の仮枠及び埋込部分の補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 天井埋込形器具の天井切込加工 (下地を含む) 及び補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 二重床の配線器具取付箇所の切込及び補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事 シャッター等の2次側配線配管工事 ・ 本工事 ・ 別途建築工事	29 予備配管 壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E25×2又はPF22×2を設置する。 天井スラブの場合 天井又は床下200mmまで立上げ、ボックス止めとする 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる	30 支持金物等 屋外及び湿気の多い場所で使用する支持金物は下記による。 ただし、装柱金物は除く。 ・ ステンレス製 (SUS304) ・ 溶融亜鉛メッキ (2種35)	31 電線類 1) EM電線類で規格等記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。	43 施工計画調査 分析調査 ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 ( ) 採取箇所数 ( )	44 施工調査 1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。	45 木製安全施設製品 (県産木材製品) ・ 工事用標示板 (表示板1,400mm×1,100mm) 台 * 工事用看板 (表示板1,400mm×500mm) 2台 * 工事用バリエード 5台 (注) 取り扱いは平成25年3月8日付第945号による																																																														
19 位置ボックス	・ 鋼製 ・ 樹脂製 鋼製ボックスを使用する場合は、ボックスに接地を施すこと。 防火隔壁等に埋込む場合は、鋼製とする。	30 支持金物等 屋外及び湿気の多い場所で使用する支持金物は下記による。 ただし、装柱金物は除く。 ・ ステンレス製 (SUS304) ・ 溶融亜鉛メッキ (2種35)	31 電線類 1) EM電線類で規格等記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。	43 施工計画調査 分析調査 ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 ( ) 採取箇所数 ( )	44 施工調査 1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。	45 木製安全施設製品 (県産木材製品) ・ 工事用標示板 (表示板1,400mm×1,100mm) 台 * 工事用看板 (表示板1,400mm×500mm) 2台 * 工事用バリエード 5台 (注) 取り扱いは平成25年3月8日付第945号による																																																															
図面番号	工 事 名	図面種別	縮 尺	設計・年月	担 当 者	設 計 者																																																															
( )		仕様書2																																																																			

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
9 感熱表示ラベル	導電部の接続端子近辺には不可逆性の感熱表示ラベルを貼付する。 (変圧器の2次側端子、低圧盤1次側母線)	6 原 動 機	( ) kW以上 ・ ディーゼル ・ ガスエンジン ・ ガスタービン	5 光 源	光源色の図示なき場合は下記による LED ・ 昼白色 ・ 電球色	9 A マルチサイン設備	
10 高調波計算書	機器承諾図提出前に高調波流出電流を計算し、監督職員に提出する。	7 連続運転時間	( ) 時間以上	6 コンセントプレート	・ シール等により商用系、自家発系を明示すること。 ・ OATタップについては回路番号を明示すること。	1 情報表示盤	・ LED式 ( ・ 4色 ・ フルカラー ) ・ 液晶式
11 予 備 品 等	標準仕様書によるほか下記による。 ヒューズ類 (種別ごとに下記の数量とする) ・ 現用数 ・ 現用数の20% (1倍以上) ABC10型消火器 (屋外は樹脂製の箱入りとする) 主回路接続図 (透明ケース入り)	8 運 転 音	機器、排気管及び排風ダクトより1mの位置での運転音 ・ 105dB (A) ・ 85dB (A) ・ 75dB (A)			B 出退表示設備	
		9 保 守 運 転	自動			1 出退表示盤	・ LED式 ( ・ 2モード ・ 4モード ) ・ 液晶式
		10 燃 料 系 統	・ 本工事 ・ 別途工事 ( )			C 時刻表示設備	
		11 防 災 電 源	建築基準法及び消防法に係る発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。	6 1 電 気 方 式	三相3線式	1 観 時 計	水晶式 (選差0.7秒以下)
		12 予 備 品 等	標準仕様書によるほか下記による。 ABC10形消火器 1本 (屋外は樹脂製の箱入りとする)	2 電 源 を 必 要 と する 機 器	・ 空調設備 ・ 換気設備 ・ 給排水設備 ・ 浄化設備 ・ 消火設備 ・ 厨房設備 ・ 給湯設備 ・ 排煙設備 ・ エレベータ設備 ・ コンセント ・ 建築関係設備 ・ 備品関係設備	2 子 時 計	・ 壁掛形 ・ 埋込形 ・ 吊下形 ・ スピーカ組込 ・ アナログ式 ・ デジタル式
3 電力貯蔵設備	A 直流電源装置 1 用 途 ・ 非常用照明 (建築基準法) ・ 受変電設備用 2 蓄 電 池 ・ H S型鉛蓄電池 ・ M S E型鉛蓄電池 ・ 長寿命M S E型鉛蓄電池 ・ リチウム二次電池 ・ ニッケル・カドミウムアルカリ電池 3 予 備 品 等 標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図 (透明ケース入り) B 交流無停電電源装置 (UPS) 1 方 式 ・ 常時インバータ給電方式 ( ・ 簡易型 ) ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式 2 定 格 出 力 ( ) kVA 3 停電補償時間 ( ) 分 (定格出力運転時) 4 予 備 品 等 標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図 (透明ケース入り) 但し、簡易形は除く	B 太陽光発電 1 公称最大出力 ( ) kW以上 (日射強度 1kW/m <sup>2</sup> , 25°C, AM1.5) 2 耐 風 速 建築基準法施行令第87条の規定による風圧力に耐えるものとし、強度計算書を監督職員に提出する。 3 系 統 連 系 ・ 行う ・ 行わない 系統連系を行う場合は、「系統連系技術要件ガイドライン」を満足すること。 4 パワーコンディショナー 出力 相 線式 V 定格容量 kW 自立運転機能 ・ 有り ・ 無し 5 売 電 ・ 行う ・ 行わない 6 太陽電池モジュール出力保証 保証期間開始日は引渡し日とする。	3 監視 ・ 警報盤 ・ 中央監視盤 (別途工事) に接続 4 空調電気設備 ・ 本工事 ・ 別途工事 5 機器への接続 ・ 本工事 ・ 別途工事	7 1 工 事 範 囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 端子盤等取付 ・ 機器収納ラック等取付 ・ 情報通信機器取付	10 1 工 事 範 囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 2 対 象 室 名 ・ ・ 3 増 幅 器 L o 形増幅器とする。 4 プロジェクター ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 広角型 (ワイド型) ・ 標準型 投写方式 ・ 前面投写式 ・ 背面投写式 5 スクリーン ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 広角型 (ワイド型) ・ 標準型 ・ 手動巻上式 ・ 電動巻上式 ( ・ 無線 ・ 有線 ) 6 映像・音響設備 ・ CDプレーヤー ・ オーディオレコーダ ・ ブルーレイ/DVD ・		
4 発電設備	A 非常用発電 1 電 気 方 式 三相3線式 ・ 高圧 ・ 低圧 2 用 途 ・ 消防設備負荷 ・ 建築基準法関連負荷 ・ 一般負荷 3 使 用 燃 料 ・ 灯油 ・ 軽油 ・ A重油 ・ ガス 4 形 式 ・ 屋内形 ・ 屋外形 ・ 配電盤別置形 ・ 配電盤搭載形 (オープン形) ・ 配電盤搭載形 (キュービクル形) 5 発 電 機 ( ) kVA以上	5 電 灯 装 置 1 電 気 方 式 ・ 幹線 単相3線式 200/100V ・ 分岐 単相2線式 ( ・ 100V ・ 200V ) ・ 分岐 直流2線式 100V 2 配 線 器 具 スイッチ、コンセントは大角形とする。 2連以上スイッチは、ネーム付とする。 床コンセント ・ アップ式 ・ フロア形 コンセント容量20A以上、3P以上、防水形はプラグを付ける。 接地極付コンセント (2P15A (E)) 及び防雨形コンセントのプラグは不要とする。 3 非常用照明器具 ・ 電池内蔵型 ・ 電源別置形 4 照 明 制 御 ・ 人感センサー制御 ・ 外光 (昼光) 利用 ・ 初期照度補正 ・ 段階調光 ・ 連続調光 設計照度はJISによる。	8 1 工 事 範 囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 端子盤取付 ・ 機器取付 2 交 換 機 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 新 設 ・ 既存交換機改修 ・ デジタル交換機 ・ ボタン電話装置 ・ IP-PBX ・ VoIPサーバ 3 電 話 機 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 固定電話 ・ デジタルコードレス電話 4 保 安 器 用 接 地 ・ 本工事 ・ 別途工事 5 保 安 器 箱 ・ 埋込形 ・ 露出形	構内情報通信網設備 9 映像・音響設備			
図面番号	工 事 名	図面種別	縮 尺	設計・年月	担 当 者	設 計 者	
( )		仕様書3					

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
11 拡声設備	1 放送設備 ・ 一般用 ・ 非常一般兼用 2 増幅器 Hi形増幅器 ( W 局) 3 形式 ・ ラック形 ・ 卓上型 ・ 壁掛形 4 スピーカ 一般放送のスピーカは図面に特記なき場合は下記による。 壁掛け形 SW1H1-3V0 天井埋込形 SC6H1-1(3)V3M 非常放送の場合は消防法適合品とし、形状は一般放送と同様とする。 5 放送回路 時報及び自動放送(体操放送等)は音量調節を經由した回路とする。(一斉放送回路は使用しない) 6 接続 卓上型増幅器の場合、増幅器と外部配線(壁ボックス等)の接続は、コネクタによる。	14 テレビ電波障害調査 1 調査仕様 図面に記載されていない事項は全て(一社)日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ電波障害調査要領」による。 2 調査機関 テレビ電波障害の調査は、(一社)日本CATV技術協会による。 3 調査内容 ・ 事前調査 ・ 中間調査 ・ 事後調査	15 防災設備 A 火災報知設備等 1 種別 ・ 自動火災報知設備 ・ 非常警報設備 ・ 漏電火災警報器 ・ 火災通報装置 ・ 自動閉鎖装置 2 受信機 ・ P型1級 ・ P型2級 ・ R形 ・ 単独形 ・ 複合形( ) 回線 3 副受信機 ( ) 窓 4 発信器、ベル、ランプ ・ 単独設置 ・ 総合盤 ・ 消火栓ボックスに組込 5 消火ポンプ起動 ・ 発信器連動 ・ 起動押しボタン方式 ・ 消火栓開閉レバー連動(リミットスイッチ) 6 非常警報装置 ・ 複合装置 ・ 一体形 ・ 単独設置 7 予備品等 標準仕様書によるほか下記による 警戒区域図(透明ケースに収納) B 誘導灯等 1 誘導灯の種類 ・ 避難口 ・ 通路 ・ 客席 2 誘導標識 ・ 避難口 ・ 通路 誘導標識は所轄の消防署と協議の上、取付とする。	16 防犯設備 1 工事範囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 2 警戒方式 ・ 監視カメラ ・ センサー ・ 別途機械警備 3 監視カメラ ・ 旋回装置 ・ モニタ装置 ・ 録画装置 伝送方式 ・ デジタル同軸伝送方式 ・ ネットワーク ・ アナログ	17 雷保護設備 1 受雷部システム ・ 突針 ・ 水平導体 ・ メッシュ導体 ・ 棟上げ導体 2 引下導線システム ・ 引下げ導線 ・ 建築構造体利用 3 接地システム ・ 板状接地極 ・ 垂直接地極 ・ 放射状接地極(水平接地極) ・ 環状接地極 ・ 網状接地極 ・ 構造体利用接地極 4 保護レベル ・ I ・ II ・ III ・ IV 5 大地抵抗率の測定 工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。	18 屋外設備 A 構内線路 1 施工方式 ・ 地中配線 ・ 架空配線 2 埋設標 標準図(電力69)により設置する。 3 ハンドホール ブロックハンドホールとする。 4 地中埋設深さ ・ GL-600mm( ) ・ GL-300mm( ) ただし、舗装のある場合は、上記によらず舗装下面から300mm以上とする。 埋設深さは、地表面又は路盤下より配管上端までとする。 5 支線 支線のある場合は支線ガードを設置する。 6 埋戻し土 地中配管の上下50mmを砂又は良質土にて保護を行う。 良質土は、根切り土中の良質土を使用する。 B 屋外機器 1 機器 ・ 分電盤 ・ 端子盤 ・ コンセント ・ スピーカ ・ 時計 2 外灯区分開閉器 配線用遮断器(トリップ機構無し)をポール内部に設置する。 3 ポール基礎 ・ 設計図による ・ 標準図による ・ 埋込式 ・ ベースプレート式	19 その他 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することができる。 電 力 電 機 灯 助 力 構 内 交 換 拡 声 時 計 誘 導 支 援 表 示 共 同 受 信 火 災 報 知 ガ ス 検 知 表 示 機 器 の 取 付 高 は 、 下 表 を 標 準 と す る 。 た だ し 、 監 督 職 員 の 指 示 に よ り 変 更 す こ と が あ る 。 名 称 測 点 取 付 高 (mm) 取引用計器 地上~窓中心 1,800~2,000 引込開閉器 床上~中心 1,800~2,200 分電盤、OA盤、突線盤 " (上端1,900以下) 1,500 スイッチ " " 1,300 スイッチ(宿舍) " " 1,100 コンセント(一般) " " 300 " (和室) " " 150 " (宿舍居室内) " " 150 " (台上) 台上~中心 150 " (土間) 床上~中心 800~1,300 ブラケット(一般) " " 2,100~2,300 " (跳場) " " 2,000~2,500 " (線上) 線上端~中心 150 多機能トイレスイッチ 床上~中心 900 壁掛形制御盤 " (上端1,900以下) 1,500 手元開閉器 " " 1,500 操作スイッチ " " 1,300 端子盤 床上~下 端 300 保安器箱(一般) 天井下~上 端 200 壁付位置ボックス(和室) 床上~中心 150 " (壁掛) " " 1,300 壁掛形時計 " " (上端1,900以下) 1,500 子時計 天井下~上 端 200 壁掛形スピーカ " " 200 壁付アッチネータ 床上~中心 1,300 壁付位置ボックス(一般) " " 1,300 " (和室) " " 150 壁付インターホン(一般) " " 1,300 " (身障者用) " " 1,000~1,100 押しボタン(多機能トイレ) " " 900(300) 壁付発信器 " " 1,300 機器収納箱 天井下~上 端 200 直列ユニット(一般) 床上~中心 300 直列ユニット(和室) " " 150 受信機 受信機、副受信機 床上~中心 1,500 総合盤 " " 1,200~1,500 発信器 " " 800~1,500 ベル " " 2,300 表示灯 " " 2,100 検知器(都市ガス) 天井下~下 端 300 検知器(LPGガス) 床上~上 端 300 ガス漏れ中継器 天井下~中 心 300 (注) 誘導支援設備の押しボタン(多機能トイレ)の取付高さ(300)は床に転倒した時を考慮した高さ
図面番号	工 事 名	図面種別	縮 尺	設計・年月	担 当 者	設 計 者	
( )		仕様書4					